平成２９年（フ）第６２号
佐賀市水ヶ江２丁目11番19号　コーポ水ヶ江Ｖ101
債務者　古賀　夕貴
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
山口県下関市筋川町16番12号、前住所山口県下関市小月小島２丁目２番12号、前々住所山口県下関市富任町６丁目13番１号
債務者　川崎奈々美
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
山口県下関市一の宮町２丁目15番５－107号
債務者　三好　博子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
鹿児島県鹿屋市旭原町3608－４　３号棟、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市輝北町下百引431番地１
債務者　松村　知佳
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第７４号
熊本市東区戸島７丁目13番31号
債務者　後藤　繁子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３０号
神奈川県横須賀市大矢部３丁目34番８号
債務者　野原　裕司
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第３４８号
和歌山市湊549番地６　ファミリーハイツⅡＢ101号
債務者　蔦原　伸昭
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３７１号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺1171番地の６
債務者　木原美由紀
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１１号
和歌山市吹屋町４丁目14番地３　ふぁみーゆ吹屋町301
債務者　田口　理惠（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１７号
和歌山県有田郡有田川町大字徳田319番地４
債務者　林　佳代子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３５号
和歌山県岩出市山980番地の２（802号）
債務者　手塚　宗孝
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３６号
和歌山県有田郡湯浅町大字別所225番地８
債務者　松井　成美
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３８号
和歌山市北野579番地７
債務者　岡村　佳徳
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４５号
沖縄県糸満市字潮平532番地の２
債務者　下地　理佐
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３６号
青森県上北郡六ヶ所村大字泊字川原75番地945　泊団地１号、住民票上の住所青森県上北郡六ヶ所村大字泊字川原221番地10
債務者　新田　昱弥
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４２号
青森県東津軽郡平内町大字浅所字雷電林130番地
債務者　大水　孝則
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
神奈川県厚木市飯山2611番地20
債務者　大塚　卓也
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部